

3 留置施設における被留置者の処遇

項 目	業 務 要 領
出 入 場 時 の 手 続	1 捜査主任官は、取調べ、捜査護送等の理由により被留置者を出入場させるときは、その都度、被留置者出入簿により、留置主任官の承認を受けなければならない。 2 留置担当官は、被留置者出入簿による要請であること、捜査主任官及び留置主任官が決裁していることを確認した上で、被留置者出入簿に出入場時間、連行者、身体検査結果その他必要事項を記録する。 3 被留置者を居室外に出す場合 4 新規留置時の身体検査に準じて 5 捕縄付き手錠を確実に施用する。護送時の捕縄は、 6 大扉外で捜査員等に引き渡す際は、 7 被疑者ノートの留置施設外への持ち出し (1) 留置部門における被疑者ノートの位置付け 被留置者の自弁物品及び領置物品の留置施設外への持ち出しについては、持ち出しの必要性、事故防止、管理運営上の支障、物品の性質等から総合的に判断すべきであるが、被留置者が取調べや公判などの際に被疑者ノートを留置施設外へ持ち出したい旨の要望がなされた場合は、留置施設の管理運営上の支障などを理由に留置部門のみの判断で持ち出しを一律に禁止することは妥当ではなく、捜査部門や裁判所などと協議して判断すべきである。 (2) 基本的対応 判例上、取調べをどのように行うかは捜査官の裁量とされており、被疑者ノートの持ち出しの可否については、捜査部門が判断することとなる。よって、留置部門においては、捜留分離の観点から同物品の持ち出しについて判断は行わず、捜査部門に判断を仰ぐこととなるが、捜査員単独での判断では取調べ監督制度上の便宜供与に該当するおそれがあるため、<u>捜査主任官等による組織的な判断を要する。</u> (3) 具体的対応 ○ 警察の取調べ ～被留置者の持ち出したい理由（メモするためなど）を捜査に伝え、捜査側に判断を仰ぐ。 ○ 検事調べ ～警察の取調べと同様、担当検事に判断を仰ぐ。 ○ 公判 ～被留置者の持ち出したい理由（メモを見るためなど）を裁判所に伝え、裁判所に判断を仰ぐ。 不許可であれば持ち出しを認めない（持ち出す場合は被留置者出入簿等に記録する。）。 8 取調べのための出場を拒否する被留置者への対応

		起訴前の逮捕、勾留されている被留置者には、取調べ受忍義務（刑訴法第198条第1項）があるため、取調べのための出場を拒否する被留置者に対しては、留置担当官が、取調べ受忍義務について説明し、説得して出場させるようにする。 被留置者が説得に応じない場合には、留置主任官から捜査主任官に状況を説明するとともに、留置業務管理者に報告し、捜査と留置の双方の立場から十分な組織的検討を加えた上で、捜査主任官から取調べのための出場をさせるとの判断が下されれば、留置主任官の指揮の下、留置担当官により、出場のために必要な最低限度の強制力を用いて出場させる。 他方で、取調べのための出場を拒否する者を出場させた場合、当該出場の必要性や取調べの任意性が裁判において争点となることが十分予想されるため、説得及び出場の状況を<u>ビデオ撮影</u>及び被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）等の関係簿冊に記録する。 なお、被留置者の説得及び出場のために、捜査員を留置場内へ立ち入らせない。 ○ 取調べ受忍義務の範囲 起訴前で逮捕勾留中であれば、本件事件に限らず余罪事件の取調べについても取調べ受忍義務はあると解されているが、起訴後勾留中の被留置者に対する取調べ受忍義務については、本件事件はもとより、余罪事件についても判例（福岡地判平15.6.24、佐賀地判平17.5.10）において否定されている。
起 床 ・ 就 寝 ※洗面はP 1 4 にも記載		1 [REDACTED] 2 必ず当直主任の立会いの下で実施する。 3 被留置者を居室外に出す場合 [REDACTED] [REDACTED]
	起 床 準 備	起床は、午前7時00分頃から実施する。
	就 寝 準 備 ・ 就 寝	1 就寝準備は、おおむね午後8時00分頃から実施する。 2 敷布団1枚、掛布団1枚、枕1個を使用させる。 3 就寝時には、寝具以外の物（本、着用していない衣類、眼鏡、コップ等）は全て居室外に出させる。 4 夜間の居室内の照度は、原則として5ルクス以上とする。
居 室 内 持 込 み 物 品 の 制 限		1 持込みを許可することができる物品 ハンカチタオル（ <u>25cm×25cm以内</u> ）、写真（ <u>5cm×5cm以上</u> 、シール状の写真及び紙などに糊付けされた写真は含まない。）3枚以内、筆記具、書籍3冊以内、新聞紙1紙、眼鏡、着用するための衣類、トイレットペーパー、菓子類、生理用品（女性被留置者のみ）、その他必要と認める物品 2 被留置者が使用する眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、入歯は、留置主任官の承認を受けて使用させるとともに、